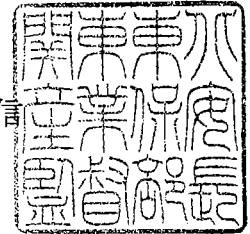


平成 19・02・27 関東産保第 3 号
平成 1 9 年 3 月 7 日

関東液化石油ガス協議会
会長 清水宣彦 殿

関東東北産業保安監督部長 日高 俊 信



消費設備に関する調査の適切な実施について（通知）

日頃より経済産業省におけるガス保安行政の実施に際しましては、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年2月7日、埼玉県杉戸町内の消費者宅の浴室内において一酸化炭素中毒事故が発生致しました。この事故は、当部の実施した現地調査において、販売事業者・保安機関が、2月7日、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）第27条第1項第2号の規定に基づく供給開始時点検・調査を実施した際に、給湯器付風呂釜（屋外型）（YS-RFS-1615USA-A）が屋根付きの周囲が囲われた屋内となっている場所に設置され、燃焼器に排気筒が設けられていないにもかかわらず、技術上の基準に適合しているとして処理を行い、消費者（所有者）に対して適切な措置が行われていなかったことが、判明しました。

つきましては、現在、開放式小型湯沸器による一酸化炭素中毒事故防止に向けた取組を全国的に実施しているところであり、事業者による保安業務の不適切な行為により同様の事故を二度と発生させることのないよう貴協会傘下の液化石油ガス販売事業者、保安機関に対し、本事故事例（別紙参照）についての周知と保安業務の適正な実施及び業務主任者が職務を適正に遂行することについて徹底を図るようご指導及び周知方よろしくお願い致します。

(別紙)

埼玉県杉戸町で発生したCO中毒事故の概要等について

1. 事故発生日 平成19年2月7日(水) 22時18分
(消防への連絡:平成19年2月11日 17時頃)
2. 事故発生場所 埼玉県北葛飾郡杉戸町
3. 被害状況 軽症者 4名(一酸化炭素中毒)
4. 事故概要
 - ① 2月7日、22時頃、夫と子供が入浴中、父親の気分が悪くなり、意識を失い、救急車で病院に搬送され入院し、10日に退院した。この時、病院等には他の病気関係のことを話していたので、CO中毒の診断はされなかった。
なお、妻と子供2人も入浴後意識障害等を訴えていたが、病院には行かなかった。
 - ② 2月10日、夕方、夫と子供2人が入浴中、気分が悪くなり、うち子供1人が脱衣所で倒れ、一時意識を失った。この様子を知った妻が、給湯器付風呂釜(屋外型)周辺を確認に行ったところ、気分が悪くなった。
 - ③ 2月11日、17時頃、消防に「入浴すると意識障害、ケイレン等を起こすがどうしたら良いか」との照会があり、消防が調査出動したところ、浴室から80 ppmのCOが検出された。消防は当該給湯器付風呂釜(屋外型)の使用停止を命じた。
5. 事故原因
 - ① 2月7日に販売事業者が交替したため、同日、新しい販売事業者・保安機関が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)第27条第1項第2号の規定に基づく供給開始時点検・調査を実施した際に、給湯器付風呂釜(屋外型)(YS-RFS-1615USA-A)が屋根付きの周囲が囲われた屋内となっている場所に設置され、燃焼器に排気筒が設けられていないにもかかわらず、技術上の基準に適合しているとして判定処理を行い、消費者(所有者)に対して適切な措置が行われていなかった。
 - ② 当該給湯器付風呂釜は、屋外設置型にもかかわらず浴室の外側側面、屋根付きの周囲が囲われた屋内に設置されており、COを含む排気が排水口、風呂場の換気口から浴室及び脱衣所に流れていったと推定される。
6. 法令違反

液石法第27条第1項第2号違反
供給開始時点検・調査において、技術上の基準(施行規則第44条第1号ヨ)を満たしていないにもかかわらず、給湯器付風呂釜(屋外型)の調査結果は「良」とし、通知事項で「設備は基準に合格しました」と判定していた。